

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 庁内連携システム等を使用して移転する場合の移転先一覧

別紙 2

| 移転先 | 別表第1の項 | 移転先における用途 |
|-----------------|--------|---|
| 福祉保健部 子育て支援課 | 7 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 障害福祉課 | 8 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保険部 子育て支援課 | | |
| 福祉保健部 子育て支援課 | 9 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 健康づくり推進課 | 10 | 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 障害福祉課 | 12 | 身体障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 ひと・くらし支援課 | 15 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 総務部 債権管理課 | 16 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 生活環境部 保険年金課 | | |
| 建設部 建築指導課 | 19 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 生活環境部 保険年金課 | 30 | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 生活環境部 保険年金課 | 31 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 障害福祉課 | 34 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 子育て支援課 | 37 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 高齢者福祉課 | 41 | 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |

| | | |
|-------------------------------|------------|--|
| 福祉保健部 子育て支援課 | 4 4 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 子育て支援課 | 4 5 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 子育て支援課 | 4 6 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 障害福祉課 | 4 7 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 健康づくり推進課 | 4 9 | 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 総務部 職員課 | 5 6 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 子育て支援課 | | |
| 生活環境部 保険年金課 大分県後期高齢者医療広域連合 | 5 9 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 建設部 建築指導課 | 6 1 の 2 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 ひと・暮らし支援課 | 6 3 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 高齢者福祉課 | 6 8 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 障害福祉課 | 8 4 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 福祉保健部 子育て支援課 | 9 4 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |

庁内連携システム等を使用して移転する場合の移転先一覧

(法的根拠は別府市番号条例第4条別表第2の各項番(①)による)

| 移転先 | ①条例別表第2の項番 | ②移転先における用途 |
|-----------------|------------|--|
| 福祉保健部 高齢者福祉課 | 12 | 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| 福祉保健部 障害福祉課 | 18 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 福祉保健部 子育て支援課 | 19 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 福祉保健部 障害福祉課 | 20 | 別府市中心身障害者福祉手当条例(昭和46年別府市条例第28号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 福祉保健部 障害福祉課 | 21 | 別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年別府市条例第55号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 建設部 建築指導課 | 22 | 別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号)による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 建設部 建築指導課 | 23 | 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号)による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 建設部 建築指導課 | 24 | 別府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成10年別府市条例第28号)による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 福祉保健部 ひと・くらし支援課 | 25 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に準じて行う措置に関する事務であって規則で定めるもの |
| 福祉保健部 子育て支援課 | 26 | 小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの |